（道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正する告示）

第二条　道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） **第二十八条**　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。	（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置） **第二十八条**　次の表の上欄に掲げる自動車については、細目告示の規定のうち同表の下欄に掲げる規定は、適用しない。

自動車	条項
一～十五　（略）	（略）
十六　軽油以外を燃料とする自動車（平成二十九年九月十九日以前に指定を受けた型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が三・五トンを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員九人以下のものを除く。）	細目告示第四十一条第二項第五号ロ
二～170　（略）	

自動車	条項
一～十五　（略）	（略）
（新設）	
二～170　（略）	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を農林水産省経営局長に提出されたい。

平成29年9月20日

農林水産大臣　齋藤　健

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
北海道札幌市中央区宮の森一条十二丁目753番３ 畑　20㎡	細谷　　熙 北海道札幌市北二条西十三丁目	
北海道石狩郡当別町若葉1374番20 田　56㎡	安斉　克治 北海道札幌市北三東三丁目12 安斉　　甫 北海道札幌市北一条東八丁目２ 安斉　陸郎 神奈川県横浜市中区弘明寺町一丁目	現況：河川
北海道小樽市真栄二丁目93番 畑　1,461㎡	山田宅ノ助 北海道札幌市南六条東二丁目12	
北海道小樽市松ヶ枝二丁目104番 畑　1,446㎡	泰北物産運輸株式会社 北海道小樽市南浜町５ノ６	
北海道小樽市松ヶ枝二丁目108番 畑　496㎡		
北海道小樽市祝津二丁目349番 畑　436㎡	本田　トキ 北海道小樽市北高島町13	
北海道小樽市手宮三丁目48番 畑　849㎡	高島信用購買販売利用組合 北海道小樽市高島町61	
北海道北斗市富川二丁目152番 畑　1,197㎡	田村　カヨ 田村　玲子 田村定太郎 田村マサ子 青森県八戸市大字小中野町字北横町20	
北海道紋別市上渚滑町下渚滑36番 畑　1,183㎡	吉本　藤於 北海道紋別郡遠軽町鉄道官舎	現況：河川
北海道紋別市上渚滑町上東425番１ 畑　3,856㎡	永峰　只七 北海道上川郡士別町下士別東17番地 永峰政次郎 北海道紋別郡渚滑村基線214番地	現況：河川
北海道紋別市上渚滑町上東425番２ 畑　3,182㎡		
北海道紋別郡遠軽町生田原伊吹90番２ 畑　337㎡	佐藤　留松 北海道紋別郡生田原村西生田原基線55番地	現況：水路
北海道稚内市大字声問村字上声問原野3404番 原野　14,776㎡	鈴木　源蔵 北海道天塩郡幌延村大字沙流村字メナシベツ10線東15番地	
北海道稚内市大字声問村字上声問原野3405番１ 原野　32,289㎡		
北海道稚内市大字声問村字上声問原野3405番２ 原野　32㎡		
北海道雨竜郡幌加内町字新成生10984番 雑種地　1,892㎡	坪田　留吉 北海道雨竜郡深川町字本町15	